

## 1 国の状況

- (1) こども家庭庁設置法第6条により、こども家庭審議会を設置。
  - (2) 審議会における主な事務
    - ア 基本的な政策に関する重要事項を調査審議
    - イ 子ども・子育て支援法の施行、子どもやこどものある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進、子ども及び妊産婦その他母性の保健の向上、こどもの権利利益の擁護に関する重要事項を調査審議
    - ウ 次に掲げる法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
      - (ア) 児童福祉法
      - (イ) 子ども・子育て支援法 等
- ・ こども家庭庁設置法第7条第3項に基づき、「こども家庭審議会令」を制定。
  - ・ 同令第6条第1項に基づき、「障害児支援部会」を設置。  
所掌事務は、「障害児支援に関する調査審議」。

### 《参考》

- ・ **こども家庭庁**は、子育て支援施策の中で障害や発達に課題のある子どもへの支援を所掌し、障害児の福祉の増進や保健の向上(障害児福祉サービス、医療的ケア児への支援等)を担う。
- ・ **厚生労働省**は、障害者の福祉の増進や保健の向上(障害者に対するサービス、障害者と障害児を一体として支援する施策等)を担う。

## 2 道の現状

- (1) 都道府県**障害児福祉計画**を定め、又は変更しようとする場合は、**児童福祉法**第33条の22第7項及び8項により、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項」に規定する**協議会への意見聴取(努力義務)**と「障害者基本法第三十六条第一項」の**合議制の機関の意見を聴かなければならない**。

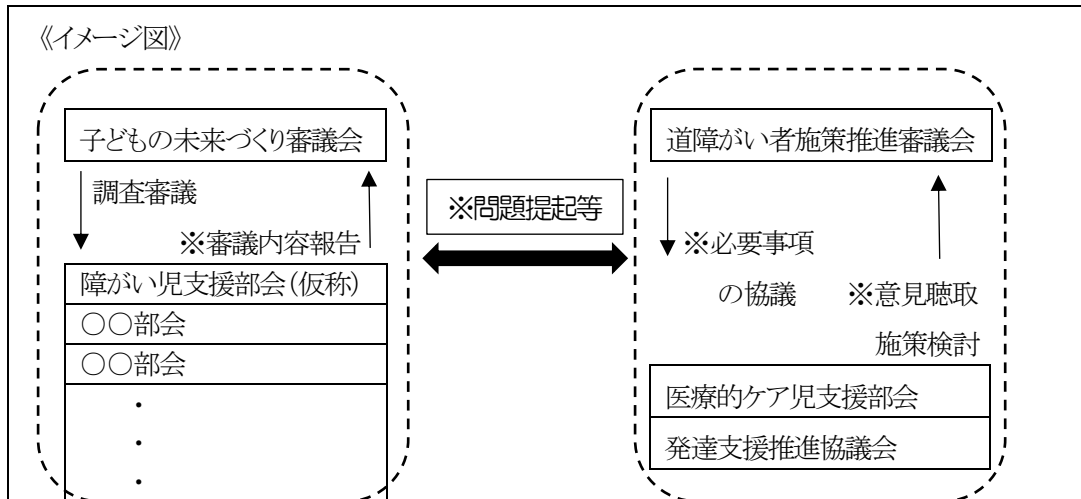
- ★ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第89条の3第1項に規定する協議会とは、道の場合特に明記はないが、「発達障がい者支援法」第19条の2第2項に基づく「北海道発達支援推進協議会」において、児童福祉法第33条の22に規定する「北海道障がい児福祉計画」の策定に関しての専門的な意見を聴取する機会としている。
- ★ 「障害者基本法」第三十六条第一項の合議制の機関は、「北海道障がい者施策推進審議会」の位置づけとしている。

- (2) 北海道障がい児福祉計画(令和5年6月～子ども家庭支援課所管)は、北海道障がい福祉計画(所管:障がい者保健福祉課)に組み込まれており、現在、令和6年度からの次期計画に向け既に作業中。  
(北海道障がい者施策推進審議会で審議中)

## 3 課題

- ・ 北海道子どもの未来づくり審議会障がい児支援部会(仮称)を当該審議会に設置したとしても、障がい福祉計画の策定等においては、法令により「北海道障がい者施策推進審議会」の意見を聞かなければならないことから、審議会が二つ存在するダブルスタンダードとなってしまう懸念がある。
- ・ 基本計画以外の部分(その他施策等)に関する審議のための部会設置であっても、既に設置されている「医療的ケア児支援部会」や「発達支援推進協議会」において、医療的ケア児や発達障がい児等への支援に関する実態把握や対策の推進等について協議をおこなうこととしており重複する懸念がある。

- ・ 当該審議会に「障がい児支援部会(仮称)」を設置し、計画策定にあたっては、「医療的ケア児支援部会」との合同開催することは可能であるが、「発達支援推進協議会」との連携が難しい。
- ・ 児と者については、切れ目のない支援を行っていく必要があることから、いずれにしても障がい者施策推進審議会と連携した取組、情報共有を行っていく必要がある。
- ・ 児から者への移行に係る取組は、障がい児を担当している部会はもとより、障がい者を担当している審議会でも審議を行う必要があることから、当課において部会を設置する必要がある。



## 《関係法令等》

### ○こども家庭審議会の役割

- 一 内閣総理大臣、関係各大臣又は長官の諮問に応じて、こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向けた基本的な政策に関する重要事項を調査審議すること。
- 二 前号に規定する重要事項に関し、内閣総理大臣、関係各大臣又は長官に意見を述べること。
- 三 内閣総理大臣又は長官の諮問に応じて、次に掲げる重要事項を調査審議すること。
  - イ 子ども・子育て支援法の施行に関する重要事項
  - ロ こども、こどものある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進に関する重要事項
  - ハ こども及び妊産婦その他母性の保健の向上に関する重要事項
  - ニ こどもの権利利益の擁護に関する重要事項
- 四 前号イに掲げる重要事項に関し内閣総理大臣、関係各大臣又は長官に、同号ロからニまでに掲げる重要事項に関し内閣総理大臣又は長官に、それぞれ意見を述べること。
- 五 次に掲げる法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
  - イ 児童福祉法
  - ロ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)
  - ハ 次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第二十号)
  - ニ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
  - ホ 子ども・子育て支援法
  - ヘ 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律

## ○児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)

### 第二章 福祉の保障

#### 第九節 障害児福祉計画

第三十三条の二十二 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画(以下「都道府県障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

② 都道府県障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 当該都道府県が定める区域ごとの各年度の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- 三 各年度の指定障害児入所施設等の必要入所定員総数

③ 都道府県障害児福祉計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第二号の区域ごとの指定通所支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 二 前項第二号の区域ごとの指定通所支援又は指定障害児相談支援の質の向上のために講ずる措置に関する事項
- 三 指定障害児入所施設等の障害児入所支援の質の向上のために講ずる措置に関する事項
- 四 前項第二号の区域ごとの指定通所支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

④ 都道府県は、第三十三条の二十三の二第一項の規定により公表された結果その他のこの法律に基づく業務の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該分析の結果を勘案して、都道府県障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。

⑤ 都道府県障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

⑥ 都道府県障害児福祉計画は、障害者基本法第十一条第二項に規定する都道府県障害者計画、社会福祉法第百八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であつて障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

⑦ 都道府県は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、都道府県障害児福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

⑧ 都道府県は、都道府県障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者基本法第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

⑨ 都道府県は、都道府県障害児福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

## ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(協議会の設置)

第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者(次項において「関係機関等」という。)により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

## ○障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)

第四章 障害者政策委員会等

(都道府県等における合議制の機関)

第三十六条 都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)を含む。以下同じ。)に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置く。

- 一 都道府県障害者計画に関し、第十一条第五項(同条第九項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理すること。
  - 二 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
  - 三 当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関の委員の構成については、当該機関が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた調査審議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならない。
- 3 前項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。
- 4 市町村(指定都市を除く。)は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。
- 一 市町村障害者計画に関し、第十一条第六項(同条第九項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理すること。
  - 二 当該市町村における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
  - 三 当該市町村における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により合議制の機関が置かれた場合に準用する。

## ○北海道障がい者施策推進審議会条例

第1条 この条例は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する審議会その他の合議制の機関(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

